

(5) 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下表のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	令和4年度 決算額	都市計画税 充当額	事業費に対する 充当率	(参考) 前年度充当額
都市計画税 (歳入)	3,724,516			3,756,291
都市計画事業 (歳出)	5,323,044	3,724,516	70.0%	3,756,291
8款 土木費	4,541,683	3,009,009	66.3%	3,038,625
2項 道路橋梁費	2,860	2,619	91.6%	—
3目 幹線道路整備費 (電線共同溝整備事業のみ)	2,860	2,619	91.6%	—
5項 都市計画費	2,099,802	1,048,941	50.0%	942,681
2目 まちづくり計画事業費	299,385	114,504	38.2%	153,882
3目 街路事業費	789,695	144,397	18.3%	151,662
4目 市街地整備費	1,010,722	790,040	78.2%	637,137
6項 公園費	625,245	296,540	47.4%	360,621
1目 公園整備費	625,245	296,540	47.4%	360,621
7項 下水道費	1,813,776	1,660,909	91.6%	1,735,323
1目 下水道事業費	1,813,776	1,660,909	91.6%	1,735,323
12款 公債費 (都市計画事業分)	781,361	715,507	91.6%	717,666

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。